

市長定例記者会見資料

平成30年3月5日

部 課 名	経済産業部 商工振興課	電話	22-8223
課長	磯部 良治	担 当 者	重岡・宮崎

1. 件 名

中小企業の「生産性革命」の実現に向けた固定資産税の特例措置の検討について

2. 目 的

本市は、製造業を中心としたものづくり産業が集積するまちであり、コンビナート企業の生産活動と地域の雇用を支える中小企業は、地域経済にとって非常に重要な存在である。

今後、<u>固定資産税をゼロとする条例案の検討に着手</u>し、税制と補助金の両面で、国と 市が強く連携して、中小企業の新たな設備投資と「生産性革命」を促すことで、さらな る中小企業の振興と地域経済の活性化を図る。

3. 内 容

国は、平成30年度から平成32年度までの3年間を「生産性革命・集中投資期間」 と位置付け、「生産性革命」の実現に向け、企業による設備投資、人材への投資を力強く 促し、デフレからの脱却を確実なものとする方針を示している。

この方針のもと、本年2月9日、「生産性向上特別措置法案」が閣議決定された。

この法案の成立・施行後は、

- ①<u>自治体が固定資産税の特例措置条例を制定することで、年率3%以上の労働生産性の</u> 向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業の設備投資について、 固定資産税の特例率を、3年間、ゼロ以上1/2以下とすることが可能になる。
- ②固定資産税の特例率をゼロとした自治体内の中小企業は、国における「ものづくり補助金」等において、優先採択の対象になる。

今後、本市では、固定資産税をゼロとする条例案の検討に着手し、「生産性向上特別措置法案」の成立、施行後、速やかに議会へ提出する予定とする(現時点では6月議会への提出を想定)。

4. その他

別添資料のとおり

中小企業の設備投資を支援します』



今通常国会に提出される「生産性向上特別措置法案」において、今後3年間を 集中投資期間と位置づけ、中小企業の生産性革命の実現のため、市町村の認定を 受けた中小企業の設備投資を支援します。認定を受けた中小企業の設備投資につ いては、臨時・異例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税 の特例を講じます。

市町村の判断により、新規取得設備の固定資産税が 最大3年間ゼロ*になります

*課税標準を市町村の条例で定める割合(ゼロ~1/2)を乗じて得た額とする

【生產性向上特別措置法案】

POINT!

土

(導入促進指針の策定)

協議 1 同意

市区町村 (導入促進基本計画の策定)

申請



認定

中小企業* (先端設備等導入計画の策定) 生産性向上特別措置法案の成立・施行後 「導入促進基本計画」の同意を受けた 地域に所在している中小企業が対象

年率3%以上の労働生産性の向上を 見込む「先端設備等導入計画」の認定 を受けた設備投資(詳細下記)が対象

国定資産税の特例率をゼロと措置した地 域で本措置対象の事業者等は、各種補助 金において、その点も加味した優先採択

*中小企業基本法上の中小企業が対象。ただし、固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等(大企業の子会社を除く)に限ります。

○対象設備(注) 市町村により 異なる場合があります

商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する設備であって、生産性 向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記設備

【減価償却資産の種類(最低取得価額/販売開始時期)】

- ◆機械装置(160万円以上/10年以内)
- ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内)
- ◆器具備品(30万円以上/6年以内)
- ◆建物附属設備(償却資産として課税されるものに限る) (60万円以上/14年以内)

〇普通交付税の算定上、基準財政収入額の減少額については、市町村の条例で定める割合を用います。

上記制度のお問い合わせ先、 優先採択の対象となる補助金は、裏面をご覧下さい

※各支援策は、国会における法案・予算案の成立が前提となります。

お問い合わせ先



対象地域	担当課		連絡先(直通)
北海道	北海道経済産業局	中小企業課	011-709-3140
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	東北経済産業局	経営支援課	022-221-4806
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、 神奈川、新潟、山梨、長野、静岡	関東経済産業局	産業振興課	048-600-0303
岐阜、愛知、三重	中部経済産業局	中小企業課	052-951-2748
富山、石川	電力・ガス事業北陸支局	産業課	076-432-5401
福井、滋賀、京都、大阪、 兵庫、奈良、和歌山	近畿経済産業局	中小企業課	06-6966-6023
鳥取、島根、岡山、広島、山口	中国経済産業局	中小企業課	082-224-5661
徳島、香川、愛媛、高知	四国経済産業局	産業振興課	087-811-8523
福岡、佐賀、長崎、熊本、 大分、宮崎、鹿児島	九州経済産業局	中小企業課	092-482-5447
沖縄	沖縄総合事務局	経済産業部 中小企業課	098-866-1755

[※]上記問い合わせ先については、固定資産税の特例に係る問い合わせ先となります。 各種補助金の問い合わせ先につきましては、各種補助金のH P 等をご覧ください。

優先採択の対象となる補助金一覧

本制度に基づき固定資産税ゼロの特例を措置した自治体において、当該特例措置の対象となる事業者等について、その点も加味した優先採択を行います。対象となる補助金は以下となります。各補助金の公募時期等の詳細情報や問い合わせ先等については、各補助金のHP等をご覧ください。

補助事業名	概要
ものづくり・商業・サービス 経営力向上支援事業 (ものづくり・サービス補助金)	中小企業が生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセス改善を行う際の設備 投資を支援
小規模事業者持続化補助金 (持続化補助金)	小規模事業者が、商工会・商工会議所と経営計画を 作成し、販路開拓等を行う取組を支援
戦略的基盤技術高度化支援事業 (サポイン補助金)	中小企業が大学・公設試等と連携して行う研究開発、 試作品開発及び販路開拓を支援
サービス等生産性向上 『導入支援事業 (』補助金)	中小企業等の生産性向上のため、業務効率化や売上 向上に資する簡易的なエツール(ソフトウェア、ア プリ、クラウドサービス等)の導入を支援

償却資産に 集中投資期間中における中小企業の生産性革命を実現するための臨時・異例の措置として、 係る固定資産税の特例措置を講じる。

特例措置の内容

- 以下の要件を満たす設備投資を対象
- ① 市町村計画に基づき中小企業が実施する設備投資
- ・中小企業は商工会議所・商工会等と連携し、設備投資計画を策定
- ・企業の設備投資計画が市町村計画に合致するかを市町村が認定
- ② 真に生産性革命を実現するための設備投資

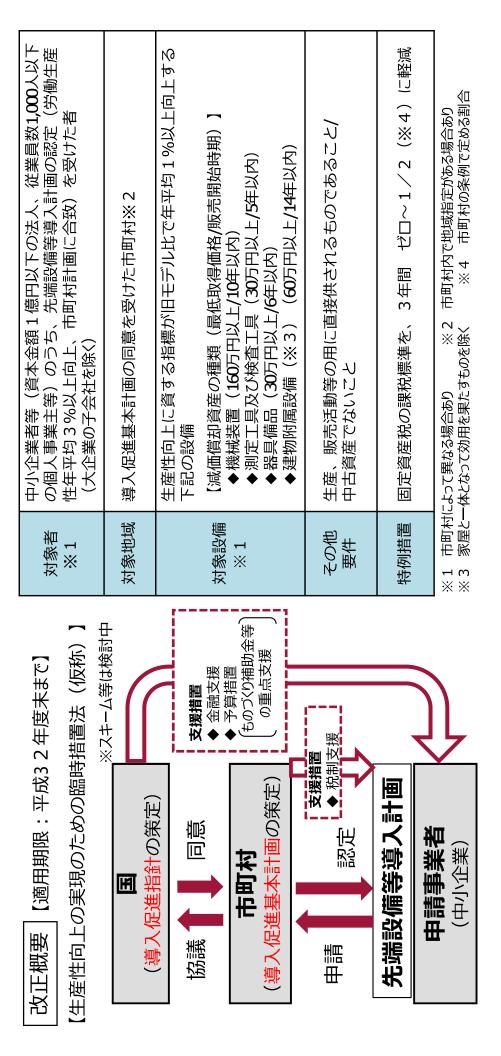
(導入により、労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資)

③ 企業の収益向上に直接つながる設備投資

(生産、販売活動等の用に直接供される新たな設備への投資)

- ※ ②及び③の要件を満たすことにより、単純な更新投資は除外される
- 特例率は、3年間、ゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定める割合とする。
- 当該特例措置は、集中投資期間(平成30年度~32年度)に限定
- 平成28年度に創設した現行の特例措置については、上記措置の創設に伴い、期限の終了を もって廃止するため、規定を削除。(削除規定は平成31年4月1日施行) **※**

(二十二) (参考1) 中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例の創設



国・市町村が 等の予算措置を拡充・重点支援することで、 「ものづくり・商業・サービス補助金」 一体となって、中小企業の生産性の向上を強力に後押し。 本特例に合わせ、

ものづくり補助金等の運用について

●「生産性革命」の実現に向けて、厳しい経営環境の下でも投資などにチャレンジする中小企業を強力 に後押しするため、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡充・重点支援する。



補助事業の一覧

